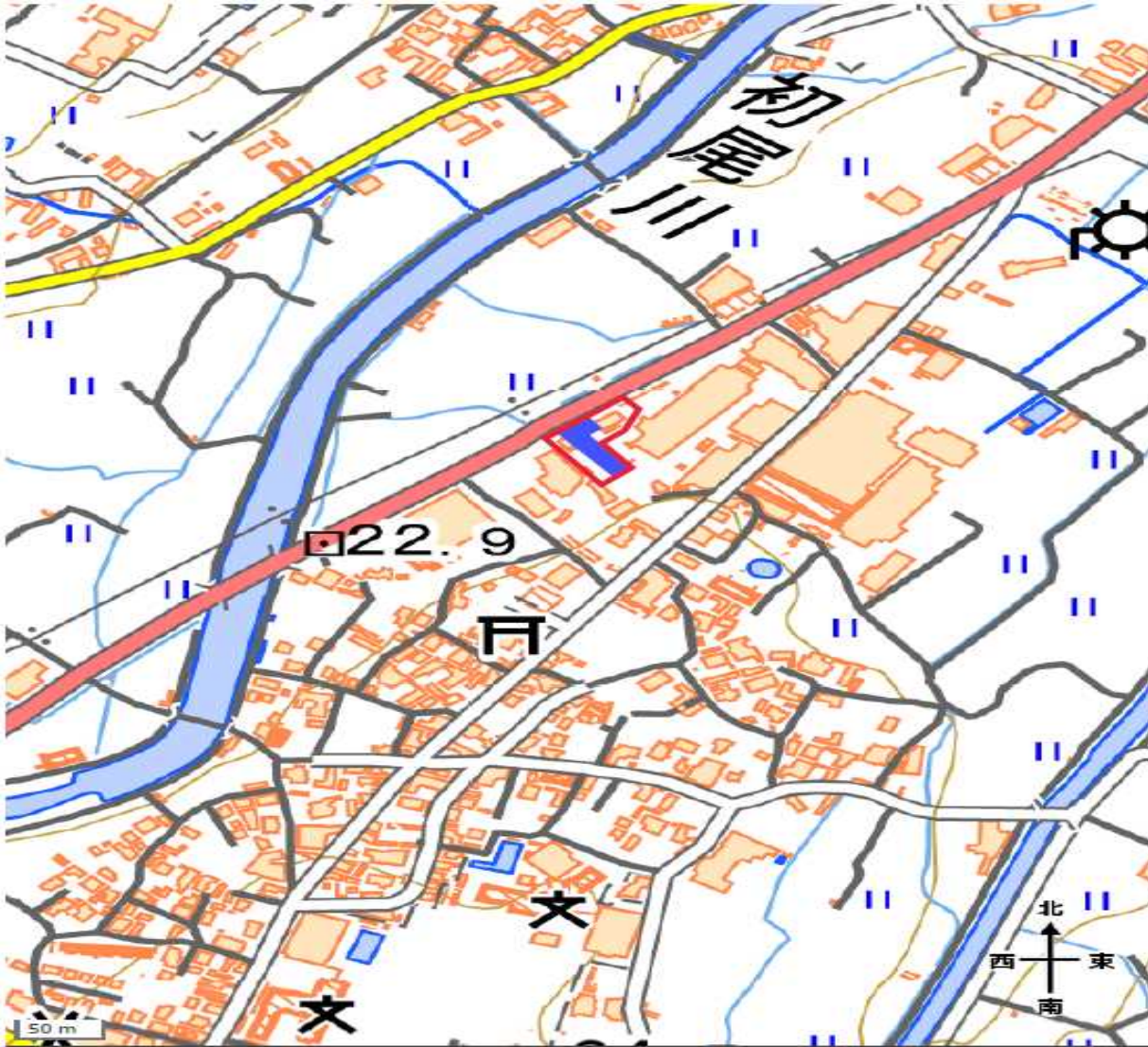


### <指定区域概要>

形質変更時要届出区域の概況	事業場
調査対象物質	土壌汚染対策法に定める特定有害物質全 26 種
指定基準超過物質	テトラクロロエチレン (溶出量)、ふっ素及びその化合物 (溶出量)
検出最大濃度※	テトラクロロエチレン (溶出量 : 0.058mg/l) ふっ素及びその化合物 (溶出量 : 1.6mg/l)
基準値	テトラクロロエチレン (溶出量 : 0.01mg/l) ふっ素及びその化合物 (溶出量 : 0.8mg/l)
告示日	令和 3 年 4 月 13 日 告示第 470 号 (指定)
人への健康影響について	到達範囲には地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められず、人への健康影響のおそれはない。

※ 試料採取等調査で検出された濃度の最大値を示す。

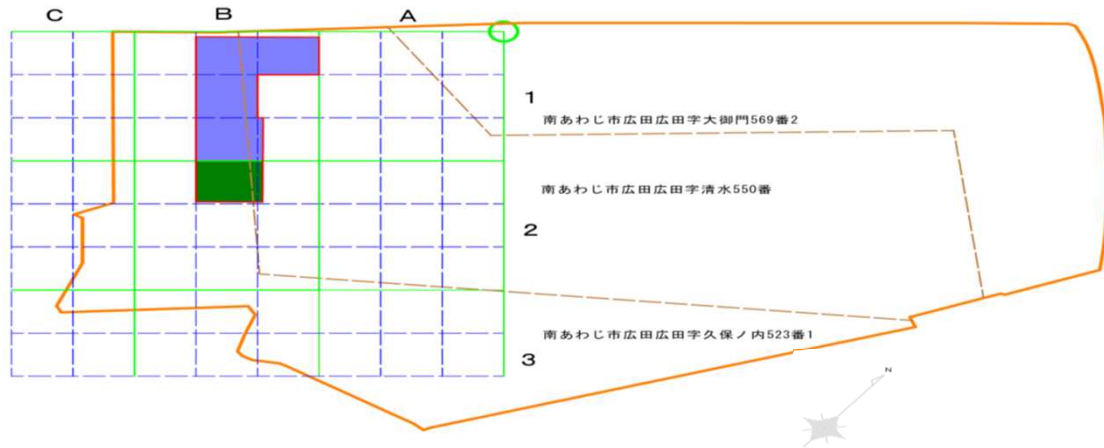
周辺の地図



地理院地図に加筆

赤線枠は調査対象地、青塗りは形質変更区域を示す。

# 形質変更時要届出区域



## 凡例

- 起点
- 事業区域
- 30m格子
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域
- 土壤溶出量基準不適合  
(ふっ素及びその化合物) 383.68m<sup>2</sup>
- 土壤溶出量基準不適合  
(テトラクロロエチレン) 103.67m<sup>2</sup>
- 筆界

